（地方運輸局組織規則の一部改正）

第四条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。 七～十一　（略） （観光部の所掌事務） **第三条**　観光部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。 四　（略） （削る） （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。 六～八　（略） （観光地域振興課の所掌事務） **第二十七条**　観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。 （削る） （所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～六　（略） 六の二　全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。 七～二十二　（略） 二十三　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。 二十四～四十二　（略） 2　（略）	（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。 七～十一　（略） （観光部の所掌事務） **第三条**　観光部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士に関すること。 四　（略） 2　東北運輸局の観光部は、前項各号に掲げる事務のほか、福島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。 （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。 六～八　（略） （観光地域振興課の所掌事務） **第二十七条**　観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士に関すること。 2　東北運輸局の観光地域振興課は、前項各号に掲げる事務のほか、福島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。 （所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～六　（略） 六の二　通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士に関すること。 七～二十二　（略） 二十三　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。 二十四～四十二　（略） 2　（略）